

## 玄海町介護職員等就職支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員を確保することにより介護施設等において安定した介護サービスを提供するため、町内の介護施設等に介護職員等として新たに就職した者に対して、予算の範囲内において玄海町介護職員等就職支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、玄海町補助金等交付規則（平成6年玄海町規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 町内の居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスを実施する事業所をいう。
- (2) 介護職員等 介護施設等での身体介護、生活支援若しくは看護に従事する者又は居宅での訪問介護若しくは訪問看護に従事する者
- (3) 常勤職員 週35時間以上又は1月140時間以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤職員 週20時間以上又は1月80時間以上勤務する者をいう。
- (5) 資格等 介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修（旧ヘルパー2級）修了者、社会福祉士、社会福祉主事、看護師、准看護師、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等をいう。

2 前項第2号に定める介護職員等が従事する業務（以下「介護業務」という。）と他の業務を兼務している場合は、定例的に介護業務に従事する場合に限り、介護職員等を含むものとし奨励金交付の対象とする。

(奨励金交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日以降に介護施設等に介護職員等として新たに就職した者が6月以上勤務し、継続して2年以上の勤務が見込まれる者。ただし、令和3年4月1日以降に新規開設される事業所に令和2年度中に就職した者も含むものとする。
- (2) 市町村民税の滞納がないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく奨励金の交付を受けていない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、資格を有する常勤職員については15万円、資格等を有しない常勤職員及び非常勤職員については7万5千円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、玄海町介護職員等就職支援奨励

金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、就職した日から起算して6月経過した日から1月以内に町長に提出しなければならない。ただし、申請期限までに提出できない特別な事由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 介護施設等勤務証明書（様式第2号）
- (2) 資格を有する旨を証する書類の写し（資格等を有する常勤職員に限る。）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 履歴書
- (5) 市町村民税の滞納がない証明書（転入者及び町外在住者に限る。）
- (6) 住民票の写し（町外在住者に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の基準日）

第6条 交付申請日を基準日とし、基準日における勤務状況により常勤、非常勤等の奨励金の判定を行う。

（交付の決定等）

第7条 町長は、第5条の規定による申請に基づき、奨励金の交付を決定し又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、玄海町介護職員等就職支援奨励金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（奨励金の交付）

第8条 奨励金の交付決定を受けた者は、玄海町介護職員等就職支援奨励金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（現況報告）

第9条 町長は、奨励金の交付を受けた者が就職した日から1年及び2年を経過した時点において、奨励金の交付を受けた者に対して、勤務状況等を確認するための介護施設等勤務証明書の提出を求めるものとする。

（奨励金の返還等）

第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 奨励金の交付を受けた者が就職した日から2年以内に退職したとき。ただし、令和2年度中に就職した者については、令和3年4月1日より2年以内に退職したときとする。
- (2) 奨励金の交付を受けた者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が相当と認める事由があるとき。

2 前項各号に定める補助金の返還の額は、次の各号により算定する。

- (1) 前項第1号の規定による返還 退職した日の翌日が属する月から、就職した日から2年となる日の属する月までの月割り
- (2) 前項第2号の規定による返還 全額
- (3) 前項第3号の規定による返還 返還が必要となった事由によりその都度協議する。  
(補助金の返還の免除)

第11条 前条の規定にかかわらず、町長は、次の各号に該当するときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除する。

- (1) 退職した日から30日以内に町内の介護施設等に介護職員等として再就職したとき。
- (2) 本人の病気又はけが（介護業務等をつづけることが困難な症状がある場合に限る。）
- (3) 本人の出産
- (4) 事業所の廃業又は休業
- (5) その他やむを得ない特別な事由があると認めるとき。  
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（令和3年3月30日要綱第24号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月19日要綱第54号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度分の奨励金から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

玄海町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

玄海町介護職員等就職支援奨励金交付申請書

奨励金の交付を受けたいので、玄海町介護職員等就職支援奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 勤務先事業所名	
2 勤務形態	常勤 ・ 非常勤
3 勤務開始年月日	年 月 日
4 申請額	円

添付書類

- (1) 介護施設等勤務証明書(様式第2号)
- (2) 資格を有する旨を証する書類の写し(資格等を有する常勤職員に限る。)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 履歴書
- (5) 市町村民税の滞納がない証明書(転入者及び町外在住者に限る。)
- (6) 住民票の写し(町外在住者に限る。)
- (7) その他町長が必要と認める書類

個人情報提供に当たっての同意欄

・ 交付決定の確認に当たって、町が保有する申請者の情報を利用されることに同意します。  
・ 施設が私の勤務に関する情報や居住地に係る情報を町へ提供することに同意します。

申請者 氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号（第5条・第9条関係）

介護施設等勤務証明書

勤務者 住所  
氏名

太枠内を雇用主で記入してください。

勤務先	(名称)  (所在地)
業務内容	
勤務形態	常勤 ・ 非常勤
資格等の有無	有 ( ) ・ 無
雇用期間	年 月 日～ 年 月 日
勤務日	週に ( ) 時間勤務又は1月 ( ) 時間勤務
勤務時間	時 分 ～ 時 分 (1日実働 時間)
月の平均勤務日数	日
その他	
上記の事項について事実と相違ないことを証明します。  年 月 日  雇用主 (事業主) 所在地  法人名  代表者名  電話番号	

様式第3号（第5条関係）

誓 約 書

私は、玄海町介護職員等就職支援奨励金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は、すべて真実と相違ありません。
- 2 介護職員等として町内の介護施設等（名称： ）  
で2年以上継続して勤務します。
- 3 奨励金の返還を命じられた場合は、速やかに返還に応じます。

年 月 日

玄海町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

上記申請者に奨励金の返還が生じ債務を弁済できないときは、申請者に代わって債務を負うことを誓約します。

（連帯保証人） 住 所

氏 名

電話番号

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

玄海町長

玄海町介護職員等就職支援奨励金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった玄海町介護職員等就職支援奨励金については、下記のとおり交付を決定（却下）しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
  - (1) 玄海町介護職員等就職支援奨励金交付要綱第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還すること。
  - (2) 町長に、就職した日から1年及び2年を経過した時点において介護施設等勤務証明書等を速やかに提出すること。
- 3 交付却下の理由（却下の場合）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

玄海町長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

玄海町介護職員等就職支援奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった玄海町介護職員等就職支援奨励金について、玄海町介護職員等就職支援奨励金交付要綱第8条の規定により請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協・組合・金庫		支店・支所・出張所	
預金口座	1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義	フリガナ			
	氏 名			



様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

玄海町長

玄海町介護職員等就職支援奨励金返還通知書

玄海町介護職員等就職支援奨励金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還理由
- 3 返還期限 年 月 日